

令和7年度 放課後児童対策、こども・子育て 支援関連予算案の概要

令和6年12月
成育局成育環境課

<放課後児童対策・こども・子育て支援関連予算案の主な内容>

	令和6年度当初予算額		令和7年度当初予算案	【令和6年度補正予算額】
① 放課後児童クラブの受け皿整備の推進等	1,398億円の内数	→	1,296億円の内数	【22億円の内数】

- ・ 人事院勧告等を踏まえた、放課後児童支援員等の人件費単価の引き上げ
- ・ 夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援の拡充
- ・ 運営費における長時間開所加算（平日分）の要件の見直し
- ・ 待機児童の解消を図るため、施設整備費に係る国庫補助率の嵩上げの継続

当初予算案のうち事業主拠出金：1,067億円

【令和6年度補正予算】

- ・ 放課後児童クラブの待機児童への預かり支援を実施するモデル事業の創設
- ・ 放課後児童クラブの職員確保及び民間事業者の参入支援の推進
- ・ 放課後児童クラブにおける利用手続き等に関わるDXの推進
- ・ 待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担の軽減
- ・ 放課後児童クラブ等における業務のICT化の推進（※）
- ・ 放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等への支援（※）

（※） 「放課後児童クラブ等における業務のICT化の推進」 及び「放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等への支援」は、対象に放課後児童クラブ以外も含まれるため「③地域のこども・子育て支援の推進」に再掲

	令和6年度当初予算額		令和7年度当初予算案
② 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施	624億円	→	838億円

- ・ 妊婦のための支援給付交付金を創設
- ・ 妊婦のための支援給付事業費補助金により事務費を支援
- ・ 利用者支援事業に妊婦等包括相談支援事業型を新設して伴走型相談支援を補助（※）

（※） 妊婦等包括相談支援事業型は、利用者支援事業の1類型のため「③地域のこども・子育て支援の推進」に予算額を計上。

<放課後児童対策・こども・子育て支援関連予算案の主な内容（続き）>

	令和6年度当初予算額		令和7年度当初予算案	【令和6年度補正予算額】
③ 地域のこども・子育て支援の推進	2,074億円の内数	→	2,138億円の内数	【5億円】

- ・ 賃貸物件を活用して、地域子育て支援拠点事業を実施する場合の賃借料の支援
- ・ ファミリー・サポート・センター事業における性被害防止対策の取組に対する支援
- ・ 利用者支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の着実な実施
- ・ 物価高騰等を踏まえた子育て短期支援事業の単価見直し

※利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業については、子ども・子育て支援交付金の他、重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）でも実施

【令和6年度補正予算】

- ・ 「放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等への支援」「放課後児童クラブ等における業務のICT化の推進」（再掲）

④ こどもの居場所づくりの推進	—	→	8.8億円	【4.3億円】
------------------------	---	---	--------------	----------------

- ・ 地方自治体における、こどもの居場所づくりコーディネーター配置等の支援

【令和6年度補正予算】

- ・ 地方自治体におけるこどもの居場所づくりの実態調査・把握や広報啓発活動の支援
- ・ NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業の継続

⑤ こどもホスピスの支援	—	→	—	【3億円】
---------------------	---	---	---	--------------

※速やかにこどもホスピス支援の取組を推進するため、令和6年度補正予算で前倒しして実施

【令和6年度補正予算】

- ・ こどもホスピスの全国普及に向けた取組の推進

⑥ 児童手当	1兆5,246億円	→	2兆1,666億円	【5.7億円】
---------------	------------------	---	------------------	----------------

当初予算案のうち事業主拠出金：1,491億円

- ・ 「こども未来戦略」に基づく、児童手当の抜本的拡充（①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円 等）

【令和6年度補正予算】

- ・ 児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて地方公共団体が業務システムの改修（令和7年6月改版予定のデータ標準レイアウト対応のための改修を含む）を行う場合に、改修に必要な経費を奨励的に助成

1 放課後児童クラブの受け皿整備の推進等 1,398億円の内数 → 1,296億円の内数 【22億円の内数】

①放課後児童健全育成事業（運営費（子ども・子育て支援交付金））【拡充】
 1,223億円の内数 → 1,174億円の内数（▲49億円）

（うち事業主拠出金：980億円）

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした放課後児童クラブの運営費を補助する。
- 人事院勧告や最低賃金の動向を踏まえ、放課後児童支援員等の人件費単価の引き上げを行う。
- 夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援として、**既存の放課後児童健全育成事業所が事業所外の分室において、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助**を行う。
- 運営費における長時間開所加算（平日分）の要件を見直し、**夜間にかけて開所する事業所を支援**する。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可
 【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【拡充内容に係る補助基準額案】

●夏季休業期間中における開所支援

- ① 放課後児童健全育成事業（運営費） 分室に設置する1支援の単位当たり 747千円（年額）
- ② 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ環境改善事業） 分室に設置する1支援の単位当たり 600千円（年額）

●運営費における長時間開所加算（平日分）の要件変更

- （現 行） 1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合
- （変更後） 18時半を超えて開所する場合

【令和6年度補正予算】

放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業 3.9億円

- ・ 放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

②子ども・子育て支援施設整備交付金（放課後児童クラブの整備費）【拡充】 143億円 → 87億円（▲55億円）
（うち事業主拠出金：87億円）

- 市町村の整備計画（市町村こども計画等）に基づく放課後児童クラブの施設整備等に要する経費の一部を補助する。
- 「こども未来戦略」を踏まえ、文部科学省とも連携しつつ、受け皿の拡大を着実に進め、待機児童の解消を図るため、**施設整備費の国庫補助率の嵩上げを継続**する。

【設置主体】 市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助割合】

公立の場合：国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3

民立の場合：国：2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3

※放課後児童クラブの待機児童が発生している場合等【令和7年度も継続】

公立の場合：国：2／3、都道府県1／6、市町村1／6

民立の場合：国：1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／4

【令和6年度補正予算】

放課後児童クラブの受け皿整備の促進 13億円

- ・ 放課後児童クラブの待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し、国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速させる。

③放課後居場所緊急対策事業（保育対策総合支援事業費補助金） 11億円の内数 → 10億円の内数（▲1億円の内数）

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3

【補助基準額案】

①運営費・・・・・・・・・・・・・・・・ 1か所当たり 1,116千円（年額）

②環境整備のための設備費等・・・・ 1か所当たり 500千円（年額）

④小規模多機能・放課後児童支援事業（保育対策総合支援事業費補助金） 11億円の内数 → 10億円の内数（▲1億円の内数）

➤ 地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

- 【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可
- 【補助割合】 国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3
- 【補助基準額案】
 - ①運営費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1か所当たり 1,116千円（年額）
（※）市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合 2,416千円
 - ②放課後児童支援員を配置した場合の加算・・・ 1か所当たり 778千円（年額）
 - ③環境整備のための設備費等・・・・・・・・・・・・ 1か所当たり 2,000千円（年額）

⑤放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（保育対策総合支援事業費補助金） 11億円の内数 → 10億円の内数（▲1億円の内数）

若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業の中で実施

➤ 放課後児童クラブにおいて、こどもの安全の確保を図り、また、こどもの主体的な活動を尊重し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

- 【実施主体】 市町村（又は都道府県） ※実施主体が適切と認めた者に委託可
- 【補助割合】 国：1／2、市町村（又は都道府県）：1／2
- 【補助基準額案】 1自治体当たり 4,064千円（年額）

⑥放課後児童クラブの人材確保支援（保育対策総合支援事業費補助金） 11億円の内数 → 10億円の内数（▲1億円の内数）

保育士・保育所支援センター設置運営事業、保育人材等就職・交流支援事業の中で実施

➤ 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とした際の追加費用（人件費、事務諸費）を加算により補助する。

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市 ※実施主体が適切と認めた者に委託可
- 【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2
- 【補助基準額（加算）案】 1自治体当たり 1,325千円（年額）

⑦放課後児童クラブの待機児童対策等（こども政策推進事業費補助金）

【令和6年度補正予算】

放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実施モデル事業 1. 6億円

- 待機児童が50人以上生じている市町村において、現在、待機となっている児童等に対して、開所日数や開所時間等が放課後児童クラブと同程度の預かり支援を行う事業の検討や実証等に係る経費を補助し、待機児童の解消を図る。

放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業 1. 0億円

- 待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助し、待機児童の解消を図る。

放課後児童クラブにおける利用手続き等に関わるDXの推進 1. 1億円

- 放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人・事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。

放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援 1. 1億円

- すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援を行い、性被害防止のための対策とする。

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上
 ※利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）は、13事業の一部のため上記計数は含まない

② 妊娠時から出産・子育てまで一貫した 伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施

①妊婦のための支援給付交付金【新規】 — → 816億円（ — 円）

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業とともに、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付を創設し、効果的に組み合わせることにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助割合】 国：10/10

【給付内容】

<支給対象者>

妊婦給付認定者（日本国内に住所を有する妊婦）

<支給額>

5万円+妊娠しているこどもの人数×5万円

②妊婦のための支援給付事業費補助金【新規】 — → 22億円（ — 円）

- 子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備を行い円滑な給付や運用の効率化を図る。妊婦のための支援給付は現金での支給としている。その上で、希望者が支給された給付金をクーポン等で受け取ることを可能としているため、現金と併用してクーポン等での支給を実施する市町村が、現金又はクーポン等で支給するための必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県・市町村（特別区を含む） ※都道府県は①のみ対象

【実施内容】 ①クーポン等の支給に係る委託経費
 ②妊婦のための支援給付のための事務費
 ③自治体間情報連携に係るシステム改修費

【補助割合】 ①国 10/10
 ②国 1/2・都道府県 1/4・市町村 1/4
 ③国 2/3・市町村 1/3

【補助基準額案】 こども家庭庁長官が必要と認めた額

② 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施

③利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）【新規】 — → 2, 138億円の内数（ — 億円）

※令和7年度予算額は「③地域のこども・子育て支援の推進」に計上

※子ども・子育て支援交付金の他、重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）でも実施

（子ども・子育て支援交付金+重層的支援体制整備事業交付金 2, 208億円の内数 → 2, 345億円の内数（+ 137億円の内数））

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、児童福祉法に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設するとともに、子ども・子育て支援法第59条第1号を改正し、同号の事業として地域子ども・子育て支援事業に位置づけた。
- 市町村が実施する妊婦等包括相談支援事業に対する財政的支援を行うため、同事業を利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）の中に新たな型（妊婦等包括相談支援事業型）として追加し、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うなどにより、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

【実施主体】 市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託可

【対象経費】 面談等の実施に必要な経費

【補助割合】 国 1/2・都道府県 1/4・市町村 1/4

【補助基準額案】 こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

①700件以上 : 15,584千円

②200件以上700件未満 : 9,911千円

③200件未満 : 8,239千円

※こども家庭センター1か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。

また、こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。

3 地域のこども・子育て支援の推進

令和6年度当初予算額 令和7年度当初予算案
2,074億円の内数 → 2,138億円の内数

①-1 利用者支援事業<基本型> (子ども・子育て支援交付金) 2,074億円の内数 → 2,138億円の内数 (+64億円の内数)

(※) 子ども・子育て支援交付金の他、重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省)でも実施
(子ども・子育て支援交付金+重層的支援体制整備事業交付金 2,208億円の内数 → 2,345億円の内数 (+137億円の内数))

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。
- 住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関を着実に実施する。

【実施主体】 市町村(特別区を含む) ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国: 2/3、都道府県: 1/6、市町村: 1/6

【補助基準額案】

①基本事業

基本Ⅰ型 : 7,991千円(年額) 基本Ⅱ型 : 2,510千円(年額) 基本Ⅲ型 : 315千円(年額)

②加算事業

夜間加算	1か所当たり	1,568千円(年額)
休日加算	1か所当たり	844千円(年額)
出張相談支援加算	1か所当たり	1,121千円(年額)
機能強化取組加算	1か所当たり	2,090千円(年額)
多言語対応加算	1か所当たり	805千円(年額)
特別支援対応加算	1か所当たり	836千円(年額)
多機能型加算	1か所当たり	3,377千円(年額)
こども家庭センター連携等加算	1か所当たり	315千円(年額)

③開設準備経費 1か所当たり 4,000千円(年額)

※②、③について、基本Ⅲ型は対象外

①-2 利用者支援事業<妊婦等包括相談支援事業型> (子ども・子育て支援交付金) **【新規】** <再掲 P8>

②地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援交付金）【拡充】 2,074億円の内数 → 2,138億円の内数（+64億円の内数）

(※) 子ども・子育て支援交付金の他、重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）でも実施
 (子ども・子育て支援交付金+重層的支援体制整備事業交付金 2,208億円の内数 → 2,345億円の内数 (+137億円の内数))

- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。

- **賃貸物件を活用して、地域子育て支援拠点事業を実施する場合の加算**を創設する。

【実施主体】 市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

【補助基準額案】

①基本事業 (※) 開設日数、勤務形態により単価が異なる

 <一般型> 1か所当たり 9,023千円（年額）（5日型、常勤職員を配置の場合） <連携型> 1か所当たり 3,348千円（年額）（5～7日型の場合）

②加算事業 (※) 出張ひろば等の実施により単価が異なる

・子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等） 1か所当たり 3,374千円（年額） ・地域支援加算 1か所当たり 1,646千円（年額） ・育児参加促進講習休日実施加算 1か所当たり 443千円（年額）	・特別支援対応加算 1か所当たり 1,147千円（年額） ・賃借料補助加算【新規】 1か所当たり 2,500千円（年額） ※週5日以上且つ1日6時間以上開所している事業所を対象とする。
---	--

③開設準備経費

 (1) 改修費等 4,000千円 (2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

③子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】 2,074億円の内数 → 2,138億円の内数（+64億円の内数）

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

- **性加害防止対策に資する取組として、講習・広報啓発等を実施するための加算**を創設する。

【実施主体】 市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託可 **【補助割合】** 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

【補助基準額案】

①基本事業

・基本分 ・土日実施加算	1市町村当たり 2,000千円（年額） 1市町村当たり 1,800千円（年額）	（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）
-----------------	--	--------------------------------

②病児・緊急対応強化事業 1市町村当たり 1,800千円（年額）（預かり等の利用件数 ～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）

③預かり手増加のための取組加算

(1)	1市町村当たり 1,200千円（年額）	（出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算）
(2)	1市町村当たり 500千円（年額）	（提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数等に応じて段階的に設定）

④提供会員の定着促進加算 500千円（年額）

⑤ひとり親家庭等の利用支援 500千円（年額）

⑥地域子育て支援拠点等との連携 1,500千円（年額）

⑦**性被害防止対策加算【新規】** 580千円（年額）（性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施した場合の加算）

⑧開設準備経費 (1) 改修費等 1市町村当たり 4,000千円（年額） (2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 1市町村当たり 600千円（年額）

④子育て短期支援事業（子ども・子育て支援交付金）【拡充】 2,074億円の内数 → 2,138億円の内数（+64億円の内数）

- 保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。物価高騰等の直近の動向を踏まえ、単価の見直しを行う。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可
 【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3
 【補助基準額案】

①運営費

- (1)短期入所生活援助（ショートステイ）事業
- ・ 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 9,210円 (4,200円)
 - ・ 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,200円 (2,100円)
 - ・ 緊急一時保護の親等 年間延べ日数 × 1,340円 (600円)
 - ・ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施
実施日数×1,860円

- (2)夜間養護等（トワイライトステイ）事業
- ・ 夜間養護事業
 - 基本分 年間延べ日数 × 1,250円 (400円)
 - 宿泊分 年間延べ日数 × 1,250円 (400円)
 - ・ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,310円 (1,000円)
 - ・ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施
実施日数×1,860円

※（ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額

(3)専従人員配置支援 1か所当たり 6,747千円

②開設準備経費 1か所当たり 4,000千円

⑤子育て世帯訪問支援事業（子ども・子育て支援交付金） 2,074億円の内数 → 2,138億円の内数（+64億円の内数）

- 訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可
 【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3
 【補助基準額案】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本分 1時間当たり 1,570円（訪問支援経費） 1件当たり 930円（交通費） ・ 事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円 ・ 研修費 1市町村当たり 360,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者負担軽減加算 ①生活保護世帯・・・・・・・・・・・・・・・・ 1時間当たり 1,570円 1件当たり 930円 ②市町村民税非課税世帯（※1）・・・・・・ 1,570円 930円 ③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯（※2） 1,570円 930円 <p>（※1）1世帯あたり96時間/年を超えた場合 1時間当たり1,260円、1件当たり740円 （※2）1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり 940円、1件当たり560円</p>
--	--

⑥児童育成支援拠点事業（子ども・子育て支援交付金）

2, 074億円の内数 → 2, 138億円の内数（+64億円の内数）

- ▶ 養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【補助基準額案】

・ 基本分	1事業所当たり	16,368千円	(※)
・ ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	
・ 心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	
・ 送迎加算	1事業所当たり	1,451千円	(※)
・ 長時間開所加算			
(1) 平日分	年間平均時間数1時間当たり	1,001千円	(※)
(2) 長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり	238千円	(※)
・ 賃借料支援加算	1事業所当たり	3,000千円	
・ 開設準備経費加算	1事業所当たり	4,000千円	

(※) 週5日開所の場合

⑦親子関係形成支援事業（子ども・子育て支援交付金）

2, 074億円の内数 → 2, 138億円の内数（+64億円の内数）

- ▶ 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【補助基準額案】

○基本分 1講座（4回分） 90,080円 (※)

(※) 講座内の実施回数が増える場合、22,520円ずつ加算（実施回数が10回を超える場合は、以降同額）

○親子関係形成支援プログラム資格習得支援 1市町村当たり 100,000円

○利用者負担軽減加算（1人当たり）

①生活保護世帯	1回当たり	2,250円
②市町村民税非課税世帯	1回当たり	1,800円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	1回当たり	1,350円

4 こどもの居場所づくりの推進

—

→

8.8億円

【4.3億円】

こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業(こども政策推進事業費補助金)

—

→

8.8億円(—億円)

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくり支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【負担割合】 国1/2、都道府県・市区町村1/2

【補助基準額案】

- i) コーディネーター配置 1自治体あたり
- | |
|----------------------|
| 16,084千円 (3名以上配置の場合) |
| 10,848千円 (2名配置の場合) |
| 5,328千円 (1名配置の場合) |

- ii) 居場所立ち上げ支援 1か所あたり 50千円

※速やかに居場所づくりの取組を推進するため、「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」については令和6年度補正予算で前倒して実施。

【令和6年度補正予算】

こどもの居場所づくり支援体制強化事業(こども政策推進事業費補助金) 4.3億円

- ・ 地方自治体におけるこどもの居場所づくりの実態調査・把握や広報啓発活動の支援
- ・ NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業の継続

5 こどもホスピスの支援

—

→

—

【3億円】

こどもホスピス支援 **【新規】**

—

→

—

【3億円】

※速やかにこどもホスピス支援の取組を推進するため、令和6年度補正予算で前倒して実施

【令和6年度補正予算】

こどもホスピス支援 3億円

- ・ 都道府県等が、NPO法人や民間団体、医療機関等と連携し実施する、LTC(Life-Threatening Conditions : 生命を脅かされる状態)にあるこどもと家族を対象にした、地域型こどもホスピスにおける取組、管内の実態把握の取組を支援する。

6 児童手当

令和6年度当初予算額

1兆5,246億円 →

令和7年度予算案

2兆1,666億円

【令和6年度補正予算額】

【5.7億円】

児童手当等交付金 **【拡充】**

1兆5,246億円 → 2兆1,666億円 (+6,420億円)

(うち事業主拠出金：1,491億円)

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
- 「こども未来戦略」に基づき、令和6年10月から以下の抜本的拡充を行った。
 - 1) 次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するため、**所得制限を撤廃**し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について**高校生年代まで延長**する。
 - 2) 多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、**第3子以降3万円**とする。
※多子加算のカウント方法については、進学か否か、別居か同居かにかかわらず、22歳年度末までの上の子について、監護相当・生計費の負担がある場合をカウント対象とする。
 - 3) 支払月を年3回から、**隔月(偶数月)の年6回**とする。

【令和6年度補正予算】

児童手当制度改正実施円滑化事業 5.7億円

- 児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて地方公共団体が業務システムの改修（令和7年6月改版予定のデータ標準レイアウト対応のための改修を含む）を行う場合に、改修に必要な経費を奨励的に助成

(参考資料)

放課後児童クラブの受け皿整備等の推進

喫緊の課題となっている放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等に関し、引き続き「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」に取り組みつつ、浮かび上がってきた**3つの課題に対応した6つの対応策**を追加して整理。

3つの課題

①待機児童発生状況の偏り

- ・長期休業前に多くの待機児童が発生（**時期**）
- ・特に必要性が高い小1の待機児童の発生（**学年**）
- ・一部の自治体において特に発生（**地域**）

◆待機児童数の変化	5月1.8万人 → 10月0.9万人
◆小1の待機児童数	2,209人（全体の12.5%）
◆待機児童の発生	東京都、埼玉県、千葉県で 全体の4割(R5と同様)

②補助事業の未活用等

- ・様々な補助メニューの一層の周知が必要。
- ・安全対策のための定員管理の必要。

③関係部局間・関係者間の連携

- ・福祉部局・教育委員会間での連携が不十分で、放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携協力が必要。

6つの対応策

1. 夏季休業期間中等の開所支援。
2. 特に就学にあたっての不安が大きい小学校新1年生の待機の解消。
3. 待機児童数の多い自治体に向け、民間の新規参入支援、人材確保策の実施、待機児童に対する預かり支援を行う等のモデル事業等を展開。
4. 待機児童数の多い自治体について、補助事業の丁寧な周知を図るとともに、補助事業の活用状況を含めた取組状況や待機児童の状況の詳細を公表。
5. 緊急的に受け入れ増に至った場合の安全対策について更なる方策の検討等。
6. 運営委員会や総合教育会議の活用促進、学校施設活用に際し教師の負担を生じさせることのない管理運営等の好事例の共有。

趣旨

- ▶ 「新・放課後子ども総合プラン」「放課後児童対策パッケージ2024」の実施により、受け皿確保は目標としていた152万人分をほぼ達成（151.9万人）。一方で、待機児童数は令和6年5月1日時点で1.8万人と、令和5年度の同時期（1.6万人）に比べて増加。
- ▶ 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図り、パッケージを改訂するものである。

放課後児童クラブの実施状況 (R6.5.1) 登録児童 151.9万人 待機児童 1.8万人
(R6.10.1) 登録児童 147.1万人 待機児童 0.9万人

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

(1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の嵩上げ[R6補正]
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ④ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑤ 学校施設の積極的な活用
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ 民間事業者による参入支援[R6補正]
- ⑧ スモールコンセッションによる事業所整備の周知

2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善
- ③ 職員の確保支援[R6補正]
- ④ 平日夜間の人材確保支援[R7拡充]
- ⑤ 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減[R6補正]
- ⑦ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減
- ⑧ 放課後児童クラブ分野のDX化による職員の業務負担軽減[R6補正]

3) 適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

4) 時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援[R7拡充]
- ② 年度前半の開所支援のあり方の検討
- ③ 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討

5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1) 多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進[R7拡充]
- ② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置)[一部R6補正、R7拡充]
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応[一部R6補正]
- ⑤ 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業[R6補正]
- ⑥ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑦ 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターする人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善(再掲)
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援(再掲)
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3) 質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組[一部R6補正]
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報
- ⑤ 放課後児童クラブ運営指針の改正
- ⑥ いわゆる「スキマバイト」への対応

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

(2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

(3) 子ども・子育て当事者の意見反映について

令和7年度当初予算案 1,296億円 (1,398億円)

<子ども・子育て支援交付金>	令和7年度予算案	1,174億円	(1,223億円)
<子ども・子育て支援施設整備交付金>	令和7年度予算案	87億円	(143億円)
<こども政策推進事業費補助金(放課後関係)>	令和7年度予算案	25億円の内数(22億円の内数)	
<保育対策総合支援事業費補助金(放課後関係)>	令和7年度予算案	10億円の内数(11億円の内数)	

事業の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

1. 運営費等(子ども・子育て支援交付金により実施)

(1) 放課後児童健全育成事業(運営費)

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費(基本分)の負担の考え方

保護者 1/2	国1/6※	1/3	※国(1/6)は事業主拠出金財源
	都道府県1/6		
	市町村1/6		

(2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要経費に対する補助

(3) 放課後児童クラブ支援事業

①障害児受入推進事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要経費に対する補助

②運営支援事業

待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

③送迎支援事業

放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

(4) 放課後児童支援員の処遇改善

①放課後児童支援員等処遇改善等事業

18半を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

③放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)

収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

(5) 障害児受入強化推進事業

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要経費に対する補助

(6) 小規模放課後児童クラブ支援事業

一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要経費に対する補助

(7) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等(要支援児童、要保護児童及びその保護者)に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

(8) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

(9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要経費に対する補助

(10) 放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

2. 施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

- 公立の場合
(高上げ前) 国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3
(高上げ後) 国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6
- 民立の場合
(高上げ前) 国 2 / 9、都道府県 2 / 9、市町村 2 / 9、社会福祉法人等 1 / 3
(高上げ後) 国 1 / 2、都道府県 1 / 8、市町村 1 / 8、社会福祉法人等 1 / 4
※国庫補助率の高上げについては、待機児童が発生している市町村等が対象。

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

こどもの居場所の確保

(1) 放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

(2) 小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

3. 研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

育成支援の内容の質の向上 ※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

(1) 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

(2) 放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センター等と連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和7年度予算における拡充内容（子ども・子育て支援交付金により実施）

① 夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援【拡充】

○放課後児童健全育成事業（運営費）

既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行う。

【補助基準額案】分室に設置する1支援の単位当たり 747千円（年額）

○放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ環境改善事業）

上記に基づく放課後児童健全育成事業を実施するために必要な開設準備経費の補助を行う。

【補助基準額案】分室に設置する1支援の単位当たり 600千円（年額）

② 長時間開所加算（平日分）の要件変更【拡充】

保育所の開所時間を踏まえ、遅い時間まで開所する放課後児童クラブを支援するため、長時間開所加算（平日分）の要件を見直し、18時半を超えて開所する場合の加算とする。

（見直し前）1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合
（見直し後）18時半を超えて開所する場合

令和6年度補正予算 22億円

<子ども・子育て支援交付金>	令和6年度補正予算	3.9億円
<子ども・子育て支援施設整備交付金>	令和6年度補正予算	13億円
<こども政策推進事業費補助金>	令和6年度補正予算	4.8億円

1. 待機児童の解消

(1) 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業（こども政策推進事業費補助金により実施）

待機児童が50人以上生じている市町村において、現在、待機となっている児童等に対して、開所日数や開所時間等が放課後児童クラブと同程度の預かり支援を行う事業の検討や実証等に係る経費を補助し、待機児童の解消を図る。

(2) 放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業（こども政策推進事業費補助金により実施）

待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助し、待機児童の解消を図る。

2. DX・ICTの推進

(1) 放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業（こども政策推進事業費補助金により実施）

放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人・事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。

(2) 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業（子ども・子育て支援交付金により実施）

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通話サービス等の使用に必要な経費を補助し、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

3. 施設整備等の支援

(1) 放課後児童クラブ整備促進事業（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速化させて、待機児童の早期の解消を図る。

(2) 放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援（こども政策推進事業費補助金により実施）

すべての子ども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援を行い、性被害防止のための対策とする。

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 1,174億円の内数（1,223億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童の発生状況等から、年度前半とりわけ夏季休業期間中のニーズへの対応が求められている。そのため、既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に、同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行うことにより、夏季休業期間中に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

事業の概要

(1) 放課後児童健全育成事業（運営費）

既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に、同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行う。

【補助基準額案】 747千円（分室に設置する1支援の単位当たり年額）

(2) 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ環境改善事業）

上記（1）に基づく放課後児童健全育成事業を実施するために必要な開設準備経費の補助を行う。

【補助基準額案】 600千円（分室に設置する1支援の単位当たり年額）

【実施イメージ】

同一市町村域内に所在する本体の事業所の管理下にある分室を設けた場合の支援。



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度当初予算案 10億円の内数（11億円の内数）

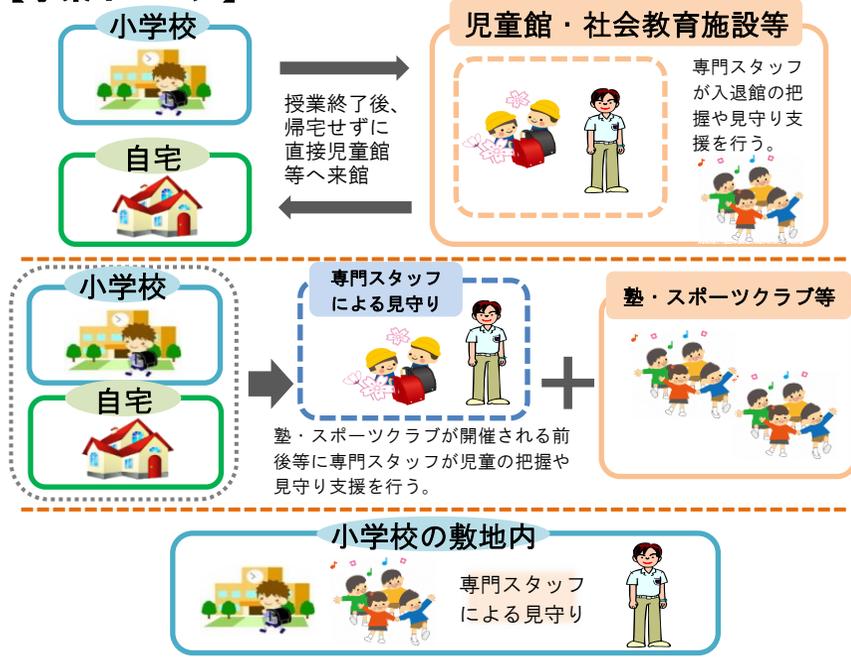
事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

事業の概要

- 1 対象児童**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部に就学している児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童
- 2 職員体制**：市町村が適当と認めた者を1名以上配置。
- 3 開所日数等**：原則週3日以上、かつ1日2時間以上
- 4 実施場所**：児童館、公民館、小学校、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。
- 5 対象事業の要件**
 - (1) 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
 - (2) 塾・スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
 - (3) 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

【事業イメージ】



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】①運営費：1,116千円（年額） ②環境整備のための設備費等：500千円（年額）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度当初予算案 10億円の内数（11億円の内数）

事業の目的

- 地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

事業の概要

- 保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など地域子ども・子育て会議が決定する事業と一体的に小規模な放課後児童預かり事業（預かり児童10人程度）を実施する場合に、職員1名分の人件費及び事務諸費等を支援する。
- 保育所などの事業と小規模な放課後児童預かり事業については、連携・協力関係のもとに安全を確保できる体制を構築し、児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを定期的実施。

実施主体等

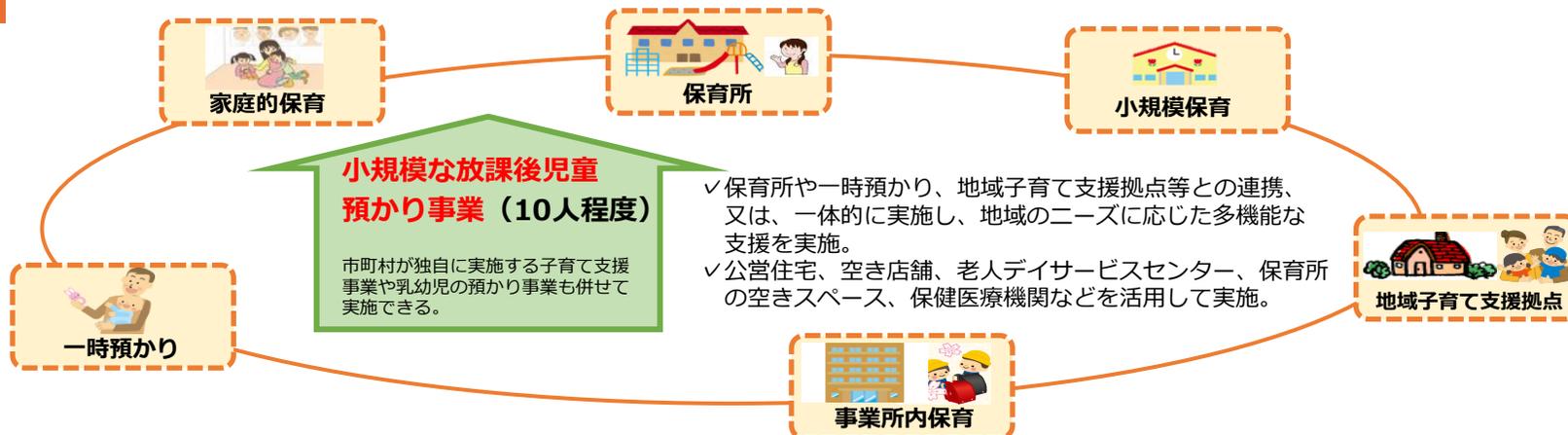
【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】

- ①運営費：1,116千円（市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合 2,416千円）
- ②放課後児童支援員を配置した場合の加算：778千円
- ③環境整備のための設備費等：2,000千円

事業イメージ



放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置 （「保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度当初予算案 10億円の内数（11億円の内数）

事業の目的

- 放課後児童クラブにおいて、こどもの安全の確保を図り、また、こどもの主体的な活動を尊重し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

事業の概要

- 放課後児童クラブにおいて、こどもが安全・安心に過ごすことができ、こどもの主体的な活動が尊重される質の高い支援を確保するため、地域の実情に応じ、以下のような業務を担うアドバイザーを市町村等に配置し、放課後児童クラブに対する支援体制の強化を行い、放課後児童クラブにおける運営の質の向上を図る。
 - ✓ 放課後児童クラブにおける事故・けが防止や防犯・防災対策等こどもの安全管理体制等に関する職員への助言。
 - ✓ 放課後児童クラブをベテランの放課後児童支援員が巡回し、職員に対し、こどもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関するアドバイスや指導等の実施。また、障害のあるこどもや特に配慮を必要とするこどもの支援にあたり、必要に応じて関係機関と連携して支援を行うための助言。
 - ✓ 利用児童の預かりだけではなく、地域との相互交流など地域に開かれた放課後児童クラブの運営を行うための助言・サポート。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む。） ※実施主体が認めた者に委託等可

【補助率】 国 1 / 2、市町村（又は都道府県） 1 / 2

【補助基準額案】 4,064千円 ※「保育士への巡回支援」等の事業と同額

事業イメージ

放課後児童クラブ



巡回アドバイザー

巡回による安全管理体制の助言や職員に対する遊び・生活に関する支援や必要に応じて関係機関の紹介、等

放課後児童クラブ



放課後児童クラブの人材確保支援

（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施） 成育局 成育環境課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度当初予算案 10億円の内数（11億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とし、実施に必要な追加経費分を加算する。また、放課後児童支援員を保育人材等就職・交流支援事業の対象とする。

事業の概要

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とするとともに、対象とした場合の追加経費（人件費及び事務諸費）について加算する。
また、「保育人材等就職・交流支援事業」の対象とする。
 - ✓ 放課後児童支援員として就労したい方に、保育士・保育所支援センターに登録してもらい、同センターにおいて、就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）の実施や、放課後児童支援員の求人を行う事業者とのマッチングを行う。【保育士・保育所支援センター設置運営事業】
 - ✓ 保育士・保育所センター等と連携し、市町村において就職希望者等に対して再就職支援や就業継続支援等を行う。【保育人材等就職・交流支援事業】

実施主体等・事業イメージ

保育士・保育所支援センター設置運営事業

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【補助率】国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【補助基準額案（1自治体当たり）】

- ・保育士・保育所支援センター運営費：基本分 2,129千円
取組に応じた加算分 3,434千円（普及啓発経費加算）
2,090千円（養成校等との連携加算）
- ・保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円
- ・放課後児童支援員の人材確保支援経費：1,325千円 等

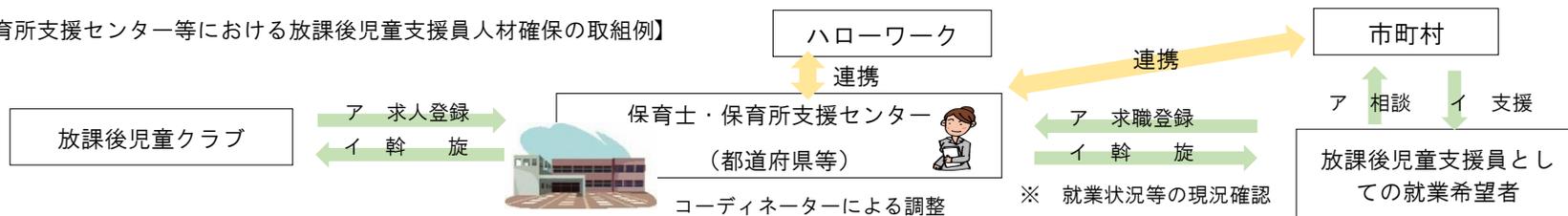
保育人材等就職・交流支援事業

【実施主体】市町村

【補助率】国：1/2 市町村：1/2

【補助基準額案（1市町村当たり）】11,809千円

【保育士・保育所支援センター等における放課後児童支援員人材確保の取組例】



事業の目的

- 放課後児童クラブの利用手続きや運営に係るオンライン化、ICT導入は進んでいない。そのため、放課後児童クラブ分野のDXを推進することにより、利用調整の円滑化による待機児童対策、利用者の利便性向上、業務負担軽減などが見込まれる。
- 本事業では、市町村域における放課後児童クラブDX推進に必要な業務要件定義の検討やアプリケーション（ツール）の開発（既存システムの改修を含む）等を通じ、入所申請等に係る手続きのオンライン化、利用調整、市町村と事業所間の情報連携、事業所と保護者間の日常的なやりとり、育成支援の記録等、市町村放課後児童クラブ担当部局や放課後児童クラブにおける総合的なDX推進のため、実証等を行う。
- 成果物を活用し、業務標準化やアプリケーションの仕様の検討、好事例の横展開等を行い、放課後児童クラブDXを推進する。

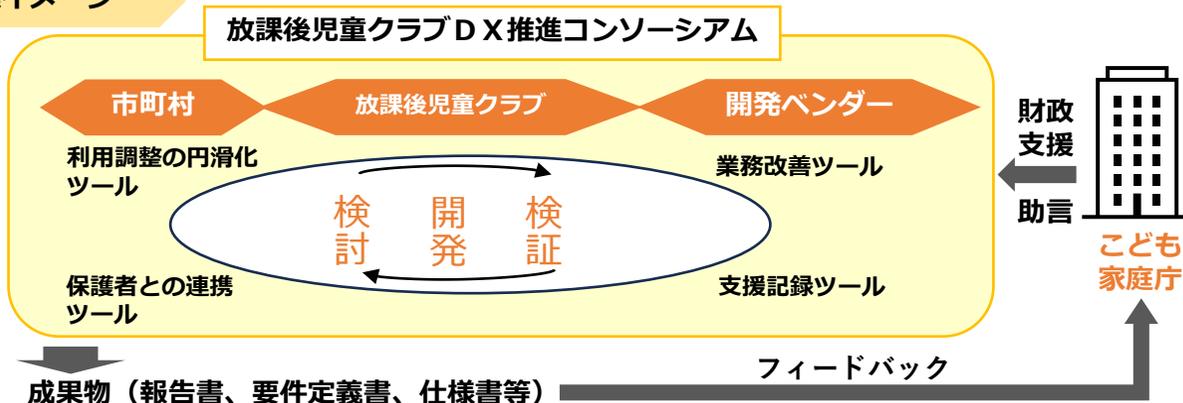
事業の概要

- 放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人、事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。
- 実証する業務範囲は、複数の機能を接続するようなものを想定。例示している業務間をつなぎ、シナジー効果を発揮できるようにする。

想定される業務・機能例

- ▶ **市町村**
 - ・利用申請手続き、面談等の予約
 - ・利用調整、空き定員の公表
- ▶ **放課後児童クラブ**
 - ・児童の出欠席の記録、管理
 - ・保護者からの欠席、遅刻、早退等の連絡
 - ・保護者への連絡、アンケートの実施
 - ・利用料の請求、請求書の作成
 - ・職員の出退勤の管理、自治体への報告
 - ・市町村からクラブへの情報提供
 - ・育成支援の記録 等
- ▶ これらをつなぐもの

事業イメージ



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）

【補助率】定額（国：10/10）

【補助単価】1自治体あたり年額：10,574千円

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速化させて、待機児童の早期の解消を図る。

事業の概要

- 待機児童が発生している市町村において放課後児童クラブを整備する場合、現状、子ども・子育て支援施設整備交付金により国庫補助率を嵩上げしているが、待機児童の状況を踏まえると自治体における放課後児童クラブの整備を今まで以上に促進させる必要がある。
- 施設整備における国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し、本事業により補助を行うことにより、更なる負担軽減を図る。

事業の対象

- 待機児童が発生している市町村等

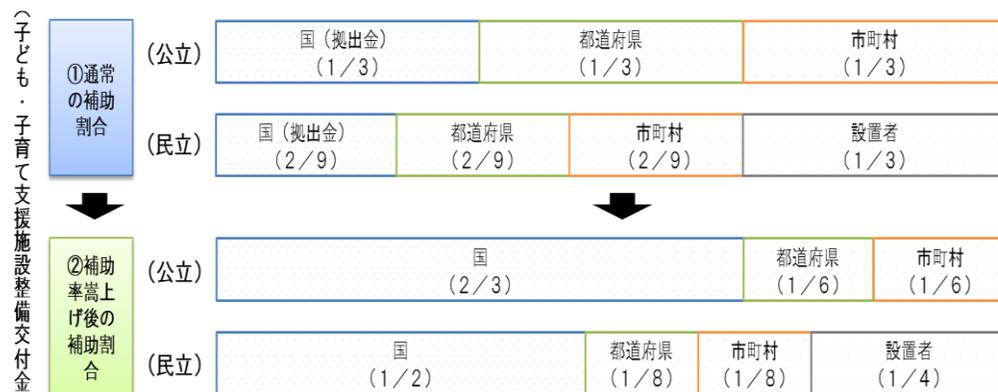
実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】定額（10/10相当）

※子ども・子育て支援施設整備交付金で実施

事業イメージ



※待機児童が発生している市町村等の場合に国庫補助率を嵩上げ



※待機児童が発生している市町村等が対象

(本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

自治体の負担割合を1/2軽減

(本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が50人以上生じている市町村において、現在、待機となっている児童等に対して、開所日数や開所時間等が放課後児童クラブと同程度の預かり支援を行う事業の検討や実証等に係る経費を補助することにより、放課後のこどもの居場所を確保するとともに待機児童の解消を図る。

事業の概要

(1) 関係者による協議の場の設置

- ・ 待機児童解消を目指すことと並行し、待機児童等が利用することのできる放課後児童クラブと同程度の預かり事業の実証に向けた協議を行う場（以下、「関係者協議会」という。）を設け、市町村域の担当部署や学校・教育委員会、事業者等の関係者を集め、待機児童の生活実態や自治体における受け皿整備の課題について調査等を通じて把握した上で、ニーズに応じた事業実施に向けた具体的な対応策の検討、評価等を行う。

(2) 放課後児童クラブと同程度の預かり支援事業の実施

- ・ 関係者協議会において議論された課題を踏まえ、待機児童や新たに放課後児童クラブの利用を希望する児童に対して、学校や児童館等の既存の社会資源を活用した放課後児童クラブと同程度の開所日数や開所時間を設定した預かり支援事業を実証する。

<具体的な支援事業の例>

- ・ 児童館等のこどもの居場所の開所時間を近隣の放課後児童クラブの開所時間同等まで延長する等の預かり支援事業
- ・ 放課後子供教室の終了後に、居場所が必要な児童に対して別途、預かりを行う事業
- ・ 児童等のニーズに応じた、小学校区を超えて利用できる事業（送迎支援事業や送迎ステーション事業の試行的運用等）の実施
- ・ 保育所や企業主導型保育施設等の活用による小規模な預かり支援事業

(3) 成果物の提出・好事例の横展開

- ・ 実証事業実施後は、成果を報告書としてとりまとめ、広く周知するとともに、国に報告する。
国は、自治体から随時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。
- ・ なお、本事業の検証結果については、市町村における令和7年度以降の待機児童解消計画等に反映する。

実施主体等

【実施主体】市町村（待機児童が50人以上生じている市町村（令和7年度に待機児童が50人以上生じる見込みのある市町村を含む。））

【補助率】定額（国：10/10）

【補助単価】1自治体あたり年額：4,000千円

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助することにより、放課後児童クラブの量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

事業の概要

- 放課後児童クラブの待機児童が生じている都道府県（待機児童数300人以上）・市町村（待機児童数100人以上）が、待機児童を解消する目的で、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組や新たに民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業等について、国において採択を行い、当該事業の実施等に係る経費を補助する。
ただし、既存事業（保育士・保育所支援センター設置運営事業、保育士や保育事業者等への巡回支援事業、職員の資質向上・人材確保等研修事業、子育て支援員研修事業）で対応できる事業内容については、対象外とする。

<具体的な取組例>

- ・ 都道府県内の大学や短大等の高等教育機関等と連携したインターンシップ派遣や放課後児童クラブの職場見学会の開催
- ・ シルバー人材センター等と連携した新たな担い手確保のための研修の開催
- ・ こどもの居場所を運営する団体や、スポーツクラブや塾等の民間企業等に対して、放課後児童クラブに参入することを促進する広報や研修等の実施
- ・ 放課後児童クラブの職場の魅力発信を向上させる広報・周知活動

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（都道府県：待機児童数300人以上、市町村：待機児童数100人以上）

※令和7年度に上記人数以上の待機児童が生じる見込みの場合も含む。

【補助率】 定額（国：10/10）

【補助単価（年額）】 都道府県：10,000千円、市町村：3,000千円

令和6年度補正予算 1.1億円

事業の目的

- すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等への支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的とする。

事業の概要

【事業内容】

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業

【対象施設】

放課後児童健全育成事業所、利用者支援事業所、子育て短期支援事業所、地域子育て支援拠点事業所、子育て援助活動支援事業所（ファミリー・サポート・センター）、児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、親子関係形成支援事業所

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村、都道府県等が認めた者

【補助率】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 4、事業者 1 / 4

【補助基準額】 1 施設当たり100千円

※放課後児童健全育成事業所については、1 支援の単位当たりとする。

令和6年度補正予算（子ども・子育て支援交付金） 3.9億円

事業の目的

- 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減や利用者の利便性を向上させる環境整備は運営における課題となっており、本事業では、放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図ることを目的とし、更なる放課後児童クラブ等におけるICT化の推進に向け、引き続き支援を続けていく必要がある。

事業の概要

【事業内容】

（1）業務のICT化等を行うためのシステム導入

- ・ 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減等を図るため、保護者との連絡等の業務のICT化や、オンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等に要する費用を補助する。
- ・ 都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用を補助する。

（2）翻訳機等の購入

- ・ 外国人の子育て家庭が気兼ねなく相談することができるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を補助する。

【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。）

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

【補助単価】

- （1）業務のICT化等を行うためのシステム導入・・・1か所当たり 500,000円
- （2）翻訳機等の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・1か所当たり 150,000円

活用イメージ

放課後児童クラブにおけるICT化の取組事例

（ICTを活用した入退館管理、保護者連絡の事例）



(参考資料)

**妊娠時から出産・子育てまで一貫した
伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施**

令和7年度当初予算案 816億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され、令和7年度から施行される。妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

事業の概要

改正後の子ども・子育て支援法第68条第1項に基づき、市町村に対し、妊婦のための支援給付である妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額に相当する額を交付する。

【妊婦のための支援給付の内容】

<支給対象者>

日本国内に住所を有する妊婦

<支給に必要な手続・支給額>

- ・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける
⇒5万円を支給

- ・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠している子どもの人数等の届出を行う

⇒妊娠している子どもの人数×5万円を支給

【給付金の支給方法】

- ・現金振込等確実な支払方法

※希望者は、支給された給付金を市町村が実施するクーポン等の支給方法で受け取ることは可能。

妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）

- 市町村は、妊婦であることの認定後に**5万円**を支給。その後、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に**妊娠している子どもの人数×5万円**を支給する。
- 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源として**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。

妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設する。
- 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。

妊娠期
(妊娠8~10週前後)



※妊娠届出時等

妊娠期
(妊娠32~34週前後)



出産・産後



※出生届出時や乳児家庭全戸訪問等

産後の育児期



【実施主体】市町村（こども家庭センター）
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託可)

伴走型相談支援

身近で相談に応じ、必要な支援メニューにつなぐ

妊婦の認定後：5万円の支給

妊娠している子どもの人数×5万円の支給

※給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。

この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：10/10

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度当初予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数）
※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、児童福祉法に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、他の事業と同様に市町村の実施の努力義務等を規定するとともに、子ども・子育て支援法第59条第1号を改正し、妊婦等包括相談支援事業を同号の事業として地域子ども・子育て支援事業に位置づけた。
- 妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

事業の概要

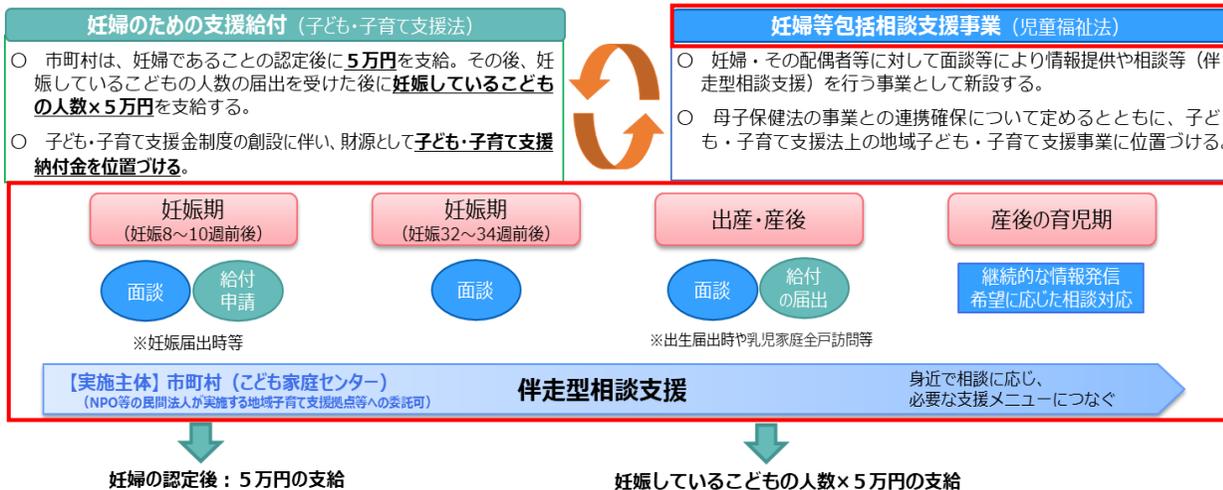
妊婦等包括相談支援事業に要する費用の補助を行うため、利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）に新たに「妊婦等包括相談支援事業型」を設ける。妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、こども家庭センターの面談対応件数等、業務量に応じた補助単価の設定を行う。

【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【対象経費】

面談等の実施に必要な経費
（「妊婦のための支援給付」に必要となる費用は除く）



※給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。
この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1/2
（都道府県：1/4、市町村：1/4）

【補助基準額案】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

- ①700件以上 : 15,584千円
- ②200件以上700件未満 : 9,911千円
- ③200件未満 : 8,239千円

※こども家庭センター1か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。
また、こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。

令和7年度当初予算案 22億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

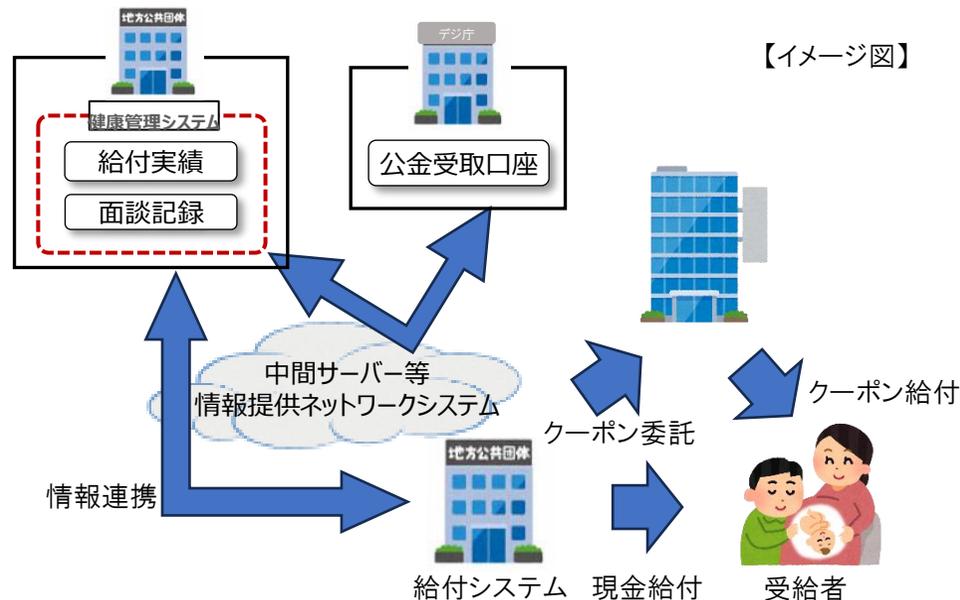
- 子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備を行い円滑な給付や運用の効率化を図る。

事業の概要

妊婦のための支援給付は現金での支給としている。その上で、希望者が支給された給付金をクーポン等で受け取ることができるため、現金と併用してクーポン等での支給を実施する市町村が、現金又はクーポン等で支給するための必要な経費を補助する。

【対象経費】

- ①クーポン等の支給に係る委託経費
クーポン等での支給のためのランニングコスト（システムの保守費用、クーポン等支給のための委託費）
- ②妊婦のための支援給付のための事務費
妊婦のための支援給付のための人件費や振込手数料等の事務費
- ③自治体間情報連携に係るシステム改修費
転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費



実施主体等

【実施主体】

市町村（特別区を含む）
（①は都道府県も対象）

【補助率】

- ①国 10/10
- ②国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
- ③国 2/3 市町村 1/3

【補助基準額案】

こども家庭庁長官が必要と認めた額

(参考資料)

地域のこども・子育て支援の推進

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度当初予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

①基本型

○利用者支援

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

○地域連携

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域に必要な社会資源の開発等を行う。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

②特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

- 主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

③こども家庭センター型

- 旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

④妊婦等包括相談支援事業型 【新規】

- 児童福祉法第6条の3に基づく「妊婦等包括相談支援事業」を実施するため、伴走型相談支援を行う。

《職員配置》保健師、助産師の専門職 など

妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）は、①基本型③こども家庭センター型で実施することも可能。

実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 ①～③ 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）

④ 国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）

【主な補助基準額案】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型
7,991千円	2,510千円	315千円	3,346千円	※職員配置形態等により異なる	※妊娠届出受理数により異なる

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から、妊婦等包括相談支援事業型はR7から

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型	合計
R4年度	1,043	378	1,720	—	—	3,141
R5年度	1,117	382	1,742	—	—	3,241

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度当初予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

I型・II型

【事業内容】

利用者の身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で、当事者の目線に立った寄り添い型の支援（利用者支援）と地域における子育て支援のネットワークに基づく支援（地域支援）を実施。

【職員配置】

実施要綱に規定する研修要件を満たす専任職員を1事業所1名以上配置

【補助要件】

I型：開所日数週5日以上

II型：開所日数週5日未満

【主な対象経費】

人件費、会議費、旅費、消耗品費等、事業実施に必要な経費

III型

【事業内容】

保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童館など相談及び助言を行うことができる場所で、相談支援や子育て世帯への情報発信等を行い、関係機関と連携するなどこども家庭センターを補完することを想定。

【職員配置】

保育所等の既存施設・事業に配置されている職員

【補助要件】

上記職員配置で、基本型のこども家庭センター連携等加算の要件を満たす場合

【主な対象経費】

人件費、会議費、旅費、消耗品費等、事業実施に必要な経費

実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国2/3・都道府県1/6・市町村1/6

【主な補助基準額案】

○基本事業

基本I型	基本II型	基本III型
7,991千円	2,510千円	315千円

○加算事業（基本I型、基本II型の場合）

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,568千円	844千円	1,121千円	2,090千円	805千円	836千円	3,377千円	315千円

※夜間、休日加算等の実施については保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けていることを要件とする。

○開設準備経費 改修費等4,000千円（基本III型を除く）

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度当初予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

事業の概要

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

【一般型】 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

【連携型】 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、

子育て支援のための取組を実施

基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施 等



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

【主な補助基準額案】 ※ 開設日数等により単価が異なる

○基本事業

- ・ 一般型 6,314千円（3日～4日型、職員3名配置の場合）
9,023千円（5日型、常勤職員を配置の場合）
10,084千円（6日型、常勤職員を配置の場合）
11,154千円（7日型、常勤職員を配置の場合）
- ・ 連携型 3,348千円（5～7日型の場合）

○加算事業

- ・ 子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等）
3,374千円（一般型（5日型）で実施した場合）
- ・ 地域支援加算1,646千円
- ・ 特別支援対応加算1,147千円
- ・ 育児参加促進講習休日実施加算 443千円
- ・ 賃借料補助加算2,500千円【拡充】

○開設準備経費

- （1）改修費等 4,000千円
- （2）礼金及び賃借料（開設前月分）600千円

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
7,578	7,735	7,856	7,970	8,016

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和7年度予算案
728億円
(令和6年度予算:555億円)

【重層的支援体制整備事業】令和7年度予算案：718億円（令和6年度予算：543億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：1/2 都道府県：1/4 市町村：1/4

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和7年度予算案：9億円（令和6年度予算：12億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直している。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

事業の概要

○主な実施要件

- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中のこどもの事故に備え、補償保険への加入
- ・こどもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- ・保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際のこどもの預かり

○実施市町村 (令和5年度) 996市町村、(令和4年度) 982市町村

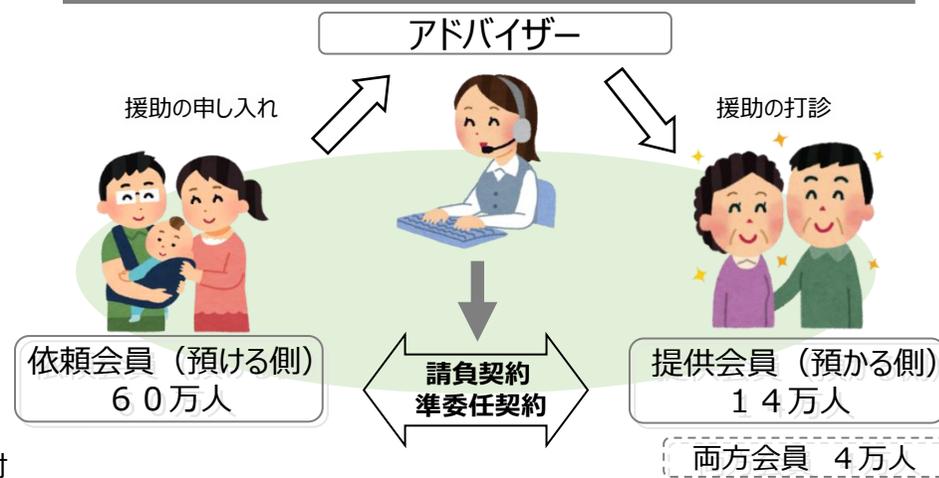
実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

【主な補助基準額案】

- 基本事業 2,000千円（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 病児・緊急対応強化事業 1,800千円（預かり等の利用件数～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）
- 預かり手増加のための取組加算 ①1,200千円（出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算）
② 500千円（提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数等に応じて段階的に設定）
- 提供会員の定着促進加算 500千円（提供会員になって間もない会員等を対象に、フォローアップ面談や相談体制の構築を行う場合に加算）
- ひとり親家庭等の利用支援 500千円 ○地域子育て支援拠点等との連携 1,500千円
- 性被害防止対策加算 580千円（性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施した場合に加算） **【拡充】**
- 開設準備経費 改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

ファミリー・サポート・センター〔相互援助組織〕



<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数 (2,074億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。



- 【対象者】次の事由に該当する家庭のこども又は親子等
- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上の事由
 - 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
 - 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
 - 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
 - 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
 - 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合



実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む) 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
【補助基準額案】以下参照

※ () は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額

1 運営費

- | | |
|--|---|
| <p>(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業</p> <ul style="list-style-type: none">○ 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 9,210円 (4,200円)○ 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,200円 (2,100円)○ 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,340円 (600円)○ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円 <p>(3) 専従人員配置支援 1事業所当たり 6,747千円</p> | <p>(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <ul style="list-style-type: none">(ア) 基本分 年間延べ日数 × 1,250円 (400円)(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 1,250円 (400円) <p>イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,310円 (1,000円)</p> <p>ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円</p> |
|--|---|

2 開設準備経費(改修費等) 4,000千円

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数） ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】 ○基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算あり）

1時間当たり 1,570円

1件当たり 930円

○事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円

○研修費 1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,570円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,260円、1件当たり740円

※③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり940円、1件当たり560円

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数 (2,074億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

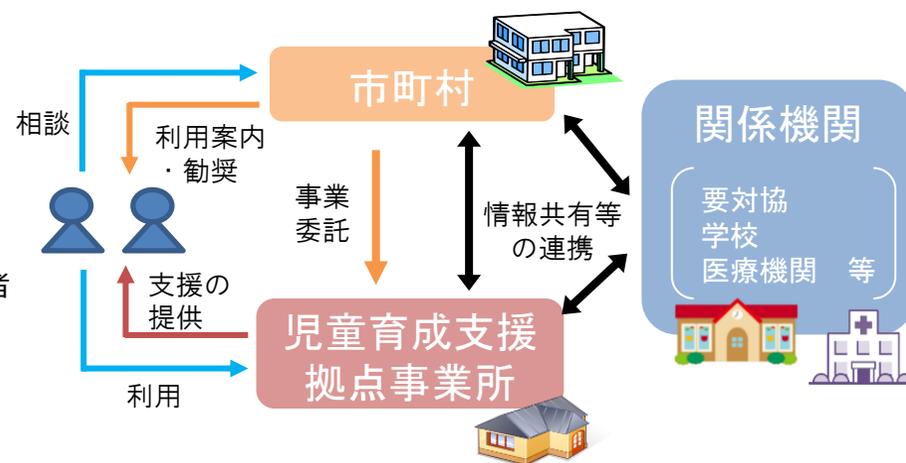
事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、
養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、
家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により
支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成 (片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等)
- ③ 学習の支援 (宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等)
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供 (調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等)
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援 (地域の実情に応じて実施)



実施主体等

【実施主体】 市町村 (特別区を含む)

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】 ※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる

○基本分	1事業所当たり	16,368千円 (※)	○長時間開所加算	
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	(1) 平日分	年間平均時間数1時間当たり 1,001千円 (※)
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	(2) 長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり 238千円 (※)
○送迎加算	1事業所当たり	1,451千円 (※)	○賃借料補助加算	1事業所当たり 3,000千円
			○開設準備経費加算	1事業所当たり 4,000千円

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）※()内は前年度当初予算額

事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】○基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）

1講座（4回分） 90,080円

講座内の実施回数が増える場合、22,520円ずつ加算（※）

※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。

○親子関係形成支援プログラム資格習得支援

1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,250円
市町村民税非課税世帯	1,800円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯	1,350円

(参考資料)

こどもの居場所づくり支援の推進

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要となる「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるところを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置 (1実施主体あたり)

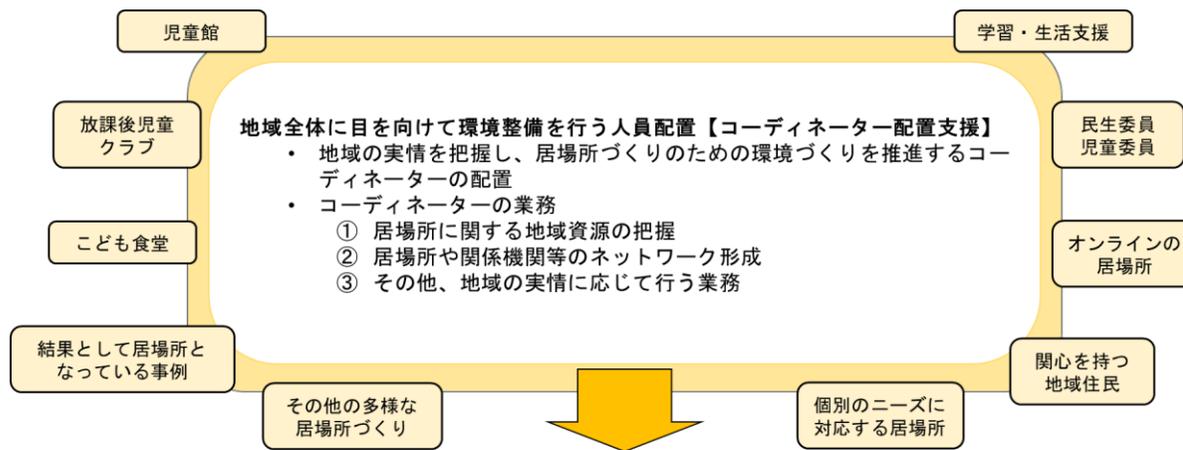
16,084千円 (3名以上配置の場合)

10,848千円 (2名配置の場合)

5,328千円 (1名配置の場合)

ii) 居場所立ち上げ支援 (1か所あたり)

50千円



事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

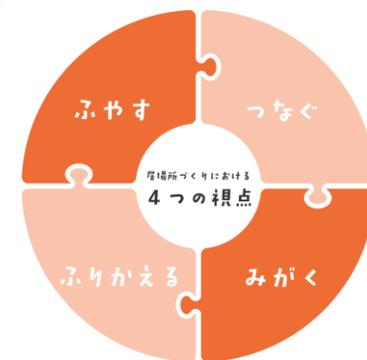
- こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- 居場所マップの作製・配布
- 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- 人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- 早朝のこどもの居場所づくり
- 新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ユースを中心とした居場所づくり
- 居場所づくりに関する中間支援 等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】	都道府県、市区町村	【補助率】	国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】	1 都道府県あたり	7,206千円	1 指定都市あたり 5,622千円
	1 特別区・中核市あたり	3,543千円	1 市町村あたり 2,003千円

(2) 広報啓発活動支援

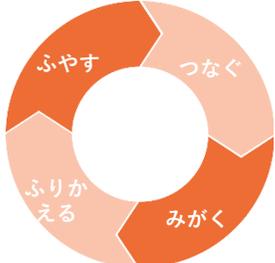
【実施主体】	都道府県、市区町村	【補助率】	国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】	1 都道府県あたり	4,552千円	1 指定都市あたり 4,134千円
	1 特別区・中核市あたり	3,886千円	1 市町村あたり 2,130千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】	都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
【補助率】	国 10/10
【補助基準額】	1 団体あたり 5,000千円（上限）

※同一団体の同一事業は採択しない。



<p>概要</p>	<p>こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。</p>
<p>背景</p>	<p>地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、国としても一定の考え方を示すことが求められている。</p>
<p>理念</p>	<p>全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。</p>
<p>こどもの居場所・居場所づくりとは</p>	<ul style="list-style-type: none"> 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。 こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進める必要がある。
<p>こどもの居場所づくり推進の視点</p>	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「ふやす」～多様なこどもの居場所がつけられる ②「つなぐ」～こどもが居場所につながる ③「みがく」～こどもにとって、より良い居場所となる ④「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する </div> </div>
<p>役割責務等</p>	<p>こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。</p>

(参考資料)

こどもホスピスの支援

事業の目的

- LTCのこども（※1）とその家族を対象にした、いわゆる「こどもホスピス」における支援（※2）について、令和5年度の調査により、「医療型」「福祉型」「地域型」の3類型に整理。LTCのこどもと家族の実態や支援ニーズが把握されづらく、支援が届きにくい実態と「地域型」こどもホスピスにおける支援が課題と判明（※3）。令和6年度は、自治体におけるLTCのこどもの実態の把握手法の検討や、こども当事者の声を集めたニーズ把握等を進めている。
- これまでの調査結果を踏まえ、都道府県等が、NPO法人や民間団体、医療機関等と連携し、地域の実態や課題を協議、LTCのこども（※1）やその家族を対象にした、地域型こどもホスピスにおける支援や、管内の実態把握のためのモデル事業を行う。

※1 LTC (Life-Threatening Conditions : 生命を脅かされる状態) にあるこども。

※2 LTCのこどもや、きょうだい児を含めた家族を対象とした小児緩和ケア全般。こどもと家族との満たされた時間の提供、死別後のサポート等の他、こどもが成長発達し「生きる」ことを全うできるための体験の保障といった、心理社会的ケアの視点が含まれている。地域型こどもホスピスにおいてはデイユースを中心に、さまざまな独自プログラムによる支援が提供されるものが多い。

※3 主たる運営財源が医療報酬によるものを「医療型」、障害報酬によるものを「福祉型」、それらを財源とせず、寄付や助成金等を主たる財源とする「地域型」に分類。安定的な収入確保が担保されない「地域型」について公的支援を求める声が特に強い。

事業の概要

(1) 関係者による協議会等の開催<必須>

管内の地域型こどもホスピスとの支援連携の方策や、管内のLTCのこどもの実数把握等について、協議会等を開催して検討することへの財政支援を行う。

(2) 管内のLTCにあるこどもの実数等を把握するための実態調査の実施<加算>

協議会等を開催し、管内のLTCにあるこどもの数を把握するための取組みに対して、財政支援を行う。（こども家庭庁による令和6年調査研究事業成果物を参考に実施）

(3) 地域型こどもホスピスの取組支援<加算>

LTCにあるこどもの遊びの支援、学びの支援、こども同士の交流、生活全般の支援、及びきょうだい児支援、グリーフ・ケアなどの家族支援等のプログラムを実施する民間団体等（地域型こどもホスピス）に対して支援を行う。

※ 必須(1)に加え、(2)または(3)のみならず、(2)と(3)を加えた取組に対する補助も可能

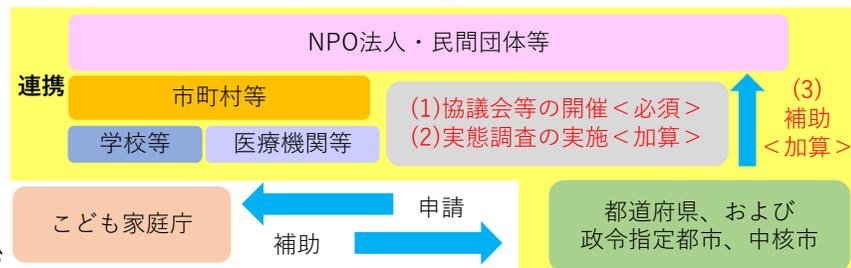
※ (3)は、地域の実情に応じたプログラムや、ケア・支援の形態を組み合わせるもの

※ (3)において民間団体等が支援するLTCにあるこどもについては、診断書等の確認や判断が得られないものも含む

【地域型こどもホスピスの活動形態】

- ・ 拠点支援型：施設等で実施されるもの。デイユース、宿泊等は問わない
- ・ 訪問支援型：家庭や医療機関等への訪問、または戸外や屋内等の場所を特定せず実施されるもの
- ・ 遠隔支援型：家庭や医療機関等において遠隔で実施されるもの
- ・ 複合支援型：拠点型、訪問型、遠隔型を組み合わせるもの

【連携による支援モデル形成のイメージ図】



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助率】 国 10/10

【補助基準額】 ※(1)は必ず実施したうえで、(2)(3)について実施する場合に加算

(1) 1自治体当たり 1,982千円

(2) 1自治体当たり 5,139千円

(3) 1自治体当たり 10,258千円

(参考資料)

児童手当

事業の目的

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

事業の概要

- 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、児童手当の抜本的拡充(①~④)を令和6年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童手当法を改正した。

- ①所得制限の撤廃 ②高校生年代までの支給期間の延長 ③多子加算について第3子以降3万円とする(※)
- ④支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とする

※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

実施主体等

支給対象	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)		所得制限	所得制限なし							
手当月額	【3歳未満】 (出生日の属する月の翌月から3歳の誕生日の属する月まで) 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監護生計要件を満たす父母等 ・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 								
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施								
	【3歳~高校生年代】 (3歳の誕生日の属する月の翌月から18歳到達後の最初の年度末まで) 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円	支払期月	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)								
費用負担	被用者		非被用者			公務員					
	3歳未満	<table border="1"> <tr> <td>支援納付金(※) 3/5</td> <td>事業主 2/5</td> </tr> </table>	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	<table border="1"> <tr> <td>支援納付金 3/5</td> <td>国 4/15</td> <td>地方 2/15</td> </tr> </table>	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	<table border="1"> <tr> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </table>		所属庁 10/10
支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5										
支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15									
所属庁 10/10											
3歳以降	<table border="1"> <tr> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> </tr> </table>	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	<table border="1"> <tr> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> </tr> </table>	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	<table border="1"> <tr> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </table>		所属庁 10/10
支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9									
支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9									
所属庁 10/10											

※令和7年度は子ども・子育て支援金(支援納付金)の収納開始(令和8年度~)前のため、つなぎとして発行される子ども・子育て支援特例公債を活用

令和6年度補正予算 5.7億円

事業の目的

- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、令和6年10月から施行された児童手当の抜本的拡充を円滑に実施するため、地方自治体において業務システムの改修を行っているところであるが、今年度末までに当該改修を着実に実施するとともに、令和7年6月改版予定のデータ標準レイアウトに対応するための改修もあわせて行う必要があることから、これらの改修に必要となる臨時的な経費について奨励的な助成を行う。

<抜本的拡充の内容>

- ①所得制限の撤廃
- ②高校生年代までの支給期間の延長
- ③多子加算について第3子以降3万円とする
- ④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする

事業の概要

地方自治体が、令和6年10月から施行された児童手当の抜本的拡充の内容を踏まえた業務システムの改修（令和7年6月改版予定のデータ標準レイアウト対応のための改修を含む）を行う場合に、当該改修に必要となる費用を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村 【補助率】定額（国10/10相当）